

通所介護及び予防専門型通所介護

真和リハビリデイサービス運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社エス・ジー・ティが開設する真和リハビリデイサービス(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び予防専門型通所サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(予防専門型通所サービスにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び予防専門型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 予防専門型通所サービスの提供にあつては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 真和リハビリデイサービス
- ② 所在地 名古屋市東区松原町4丁目28番地の3 真和ビル1F

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 従業者
 - ・1単位目
 - 生活相談員 2名以上
 - 看護職員 2名以上
 - 介護職員 5名以上
 - 機能訓練指導員 2名以上
 - ・2単位目
 - 生活相談員 2名以上
 - 看護職員 2名以上
 - 介護職員 5名以上
 - 機能訓練指導員 2名以上

生活相談員は、利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助、及び他の従業者と協力して通所介護計画、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。
介護職員は、サービスの提供に当たる。
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。
看護職員は、健康管理等の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、8月12日～16日、12月30日～1月4日は除く
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 ・1単位目 午前9時15分から午後12時20分まで
・2単位目 午後13時30分から午後16時35分まで

(指定通所介護及び予防専門型通所サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

- ・ 1単位目 34名(通常規模)
- ・ 2単位目 34名(通常規模)

(指定通所介護及び予防専門型通所サービスの内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び予防専門型通所サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護及び予防専門型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び予防専門型通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 日常生活動作の機能訓練
 - ② 健康チェック
 - ③ 送迎
 - ④ アクティビティ(介護予防)
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び予防専門型通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 60円徴収する。
 - 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、徴収しない。
 - 4 飲み物代(お茶、コーヒー、紅茶など)は、100円徴収する。
 - 5 リハビリパンツ代は、150円を徴収する。
 - 6 マスク代は、10円徴収する。
 - 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市中村区、西区(栄生、則武新町、菊井、新道、牛島町、那古野、名駅、幅下、押切、天神山町、名西、枇杷島、枇杷島町)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エス・ジー・ティと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

- ・従業員の変更

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

- ・利用者定員の変更
- ・従業員の変更

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- ・利用者定員の変更
- ・従業員の変更
- ・サービス提供時間の変更
- ・自費負担の変更

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

- ・利用者定員の変更
- ・従業員の変更
- ・サービス提供日時の変更

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

- ・利用者定員の変更
- ・従業員の変更

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

- ・事業所の所在地の変更(区内移転)
- ・サービス提供時間の変更

この規程は、令和2年6月1日に定期的な見直しを行う

- ・変更なし

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- ・管理者の変更、従業員の変更
- ・利用料:マスク代追加
- ・実施地域の変更

この規程は、令和3年6月1日に定期的な見直しを行う

- ・変更なし

この規程は、令和4年6月1日に定期的な見直しを行う

- ・従業員数の表記変更

この規程は、令和4年9月1日から施行する

- ・料金の変更(飲み物代)

この規程は、令和5年6月1日に定期的な見直しを行う

- ・変更なし

この規程は、令和6年4月1日から施行する

- ・料金の変更(飲み物代)
- ・従業員の人数の確認:変更なし

この規程は、令和6年6月1日に定期的な見直しを行う

- ・変更なし

この規程は、令和7年6月1日に定期的な見直しを行う

- ・変更なし

この規程は、令和7年8月1日から施行する

- ・通常の事業の実施地域の拡大